平成19年1月26日

管理者決裁

指名停止措置等の公表について(平成17年12月2日管理者決裁)の全部改正 題名…改正(平成20年4月1日管理者決裁)

札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月8日管理者決裁)第17条第1項の 規定に基づき行う参加停止措置の公表等については、次のとおり取り扱うこととする。

## 1 公表対象

- (1) 参加資格者(共同企業体を除く。)についての参加停止措置
- (2) 参加資格者の資格の取消し(取消理由が不正行為に該当するものに限る。)

## 2 公表内容

- (1) 被措置者等の商号又は名称
- (2) 参加停止等期間
- (3) 参加停止等理由
- (4) その他必要な事項
- 3 公表について
  - (1) 公表方法

公表は、閲覧簿による閲覧及び契約管理課ホームページへの掲載により行うものと する。ただし、贈収賄、談合、独占禁止法違反等の悪質な事件に基づき行った参加停 止措置等については、報道機関に別途公表を行う。

(2) 閲覧簿の閲覧場所

閲覧簿は、水道局総務部総務課契約係カウンターで、閲覧に供するものとする。

(3) 公表期間

原則として、措置した日から措置が満了する日までとする。

4 適用日

この取扱いは、平成19年2月1日から適用(現に措置中の指名停止を含む。)する。

附則

この取扱いは、平成20年4月1日から適用する。